

償却資産(固定資産税)申告の手引き

固定資産税は、土地、家屋以外に償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

東松島市内に償却資産を所有されている方は、地方税法383条の規定により、毎年1月1日現在で所有している償却資産の名称、種類、取得時期、取得価額等の事項について申告していただくことになっております。

つきましては、この「申告の手引き」をご覧のうえ、申告書等を期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

○提出期限…令和8年2月2日(月)

できるだけ期限前の提出にご協力をお願いいたします。

窓口は混み合いますので郵送での提出にご協力をお願いいたします。

○提出・問い合わせ先

〒981-0503

東松島市矢本字上河戸36番地1

東松島市役所（本庁舎1階） 市民生活部 税務課 固定資産税係

TEL：0225-82-1111（内線：1131～1134）

※郵送提出に伴う切手、返信用封筒については、ご自身で用意してください。

※郵送で提出される方で、受付印を押した申告書の控えの返送が必要な場合

は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。（定形郵便料金は50gまで110円です。）

※任意様式又は電算システム等による全資産申告で申告をされる方は、必ず所有者コードを明記してください。

※eLTAX（エルタックス）により申告をされる方は、紙による申告書の提出は不要です。



宛名ラベルとしてご利用ください。

〒981-0503

東松島市矢本字上河戸36番地1

東松島市役所 市民生活部 税務課

固定資産税係 償却資産担当 行

《 目 次 》

I 償却資産とは	
1. 償却資産とは	1
2. 償却資産の種類と具体例	1
(1) 償却資産の種類	1
(2) 業種別の主な償却資産	2
(3) 建物付帯設備における家屋との区分	2
II 申告方法	
1. 申告していただく方	4
2. 提出書類について	4
3. 申告の対象となる資産	4
4. 少額の減価償却資産の取り扱い	5
5. リース資産の取り扱い	5
6. 申告の対象とならない資産	5
7. 電算処理により申告される方	6
8. 電子申告される方	6
9. 申告に際しての注意事項	6
III 税額等の算出方法について	
1. 課税標準額の算出方法等	7
(1) 課税標準額の算出方法	7
(2) 税率	8
(3) 免税点	8
(4) 納税通知書の発送	8
2. 非課税となる資産	8
3. 減免が適用される資産	8
4. 課税標準の特例が適用される資産	8
5. 東日本大震災に係る代替償却資産特例について	9
(1) 特例対象者	9
(2) 特例措置の対象となる資産	9
(3) 提出書類	9
(4) 提出期限	9
6. 復興特区内における固定資産税等の課税免除について	10
(1) 概要	10
(2) 課税免除の対象となる施設・設備等	10
(3) 課税免除を受けるためには	10
(4) 提出期限	10
IV 国税と地方税（固定資産税）の比較	11
V その他	
1. 実地調査について	11
(1) 実地調査について	11
(2) 所得税又は法人税に関する書類（確定申告書類）の閲覧	11
(3) 過年度（令和7年度以前）への遡及等について	12
2. 審査の申し出について	12
3. 不申告、又は虚偽の申告をされた方	12
4. マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載について	12
(1) マイナンバーの記載欄について	12
(2) マイナンバーを記載いただいた方の本人確認書類の添付について	12
(3) 特記事項	12
＜償却資産申告書・種類別明細書の記載例＞	
償却資産申告書	13
種類別明細書（増加資産・全資産用）	14
種類別明細書（減少資産用）	15

I 償却資産とは

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産、自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の課税客体である自動車・軽自動車を除く）で、その減価償却額又は、減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

たとえば、会社や個人で事業を行っている（工場、商店等を経営している、駐車場やアパートを貸し出している等）方で土地・家屋以外の、事業の用に供することができる構築物、機械器具、備品等です。

「事業の用に供することができる」とは、所有者が必ずしも自己の事業のために使用する場合だけではなく、事業として貸し付ける場合も含まれます。

2. 償却資産の種類と具体例

（1）償却資産の種類

資産の種類		具体例
1 構築物	構築物	駐車場等の舗装（砂利路面を含む）、緑化施設・門・フェンス等の外構工事、看板（廣告塔等）、外灯、プレハブ等の建物で基礎がないもの等
	建物附属設備 (3ページ参照)	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備、厨房設備等建物に属する設備のうちで償却資産として扱うもの 家屋の所有者と異なるもの（テナント）が店舗等に取り付けた内装、内部造作、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、建設機械（ブルドーザー、油圧ショベル、タワークレーン等）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、太陽光発電設備等
3	船舶	漁船、作業船、一般船舶、モーターボート、ボート、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー（主たる定置場所が東松島市内にあるもの。）等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、その他運搬車両等
6	工具、器具及び備品	机、椅子、応接セット、ルームエアコン、ファックス、パソコン、ロッカー、金庫、コピー機、陳列ケース、看板、各種工具等

(2) 業種別の主な償却資産

＜各業種共通＞

構築物	倉庫（基礎なし）、舗装路面、庭園、門、塀、外構（溝）、ネオンサイン、簡易間仕切り、緑化設備、駐車場設備、受変電設備、中央監視制御装置、屋外広告塔、外灯、LAN設備等
工具、器具及び備品	応接セット、キャビネット、ロッカー、コピー機、看板、テレビ、エアコン、金庫、事務机、椅子、コンピューター、ファックス、パソコン、レジスター等

＜業種別＞

飲食業	カウンター、室内装飾品、カラオケ、音響機器、放送設備、冷蔵庫、厨房設備、日よけ等
理・美容業	理・美容椅子、洗面設備、赤外線灯、看板、サインポール等
公衆浴場	井戸、ボイラー、動力ポンプ、モーター、ロッカー、受変電設備、サウナ、露天風呂施設等
医療・薬局業	陳列ケース、ベッド、薬品戸棚、エックス線装置、厨房設備、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診断用ユニット、投影器、光学検査機器、顕微鏡、冷蔵庫、洗濯設備等
小売業	陳列ケース、冷蔵ストッカー、日よけ、簡易間仕切り、冷蔵庫（室）、冷凍機、自動販売機、レジスター、パソコン等
製造業	舗装設備、製造ライン装置一式、受変電設備、リフト等
ガソリン給油業	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、洗車機、検査工具、自動販売機、消火器、キャノピー（事務所と接していないもの）、油水分離装置等
土木建設業	ラフタークレーン等大型特殊自動車、油圧ショベル等建設機械、測量機器、コンプレッサー、発電機、溶接機等の機械装置及び器具等
駐車場業 不動産貸付業	柵、屋外照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金自動計算装置、屋外の給排水設備等、ルームエアコン、駐車場の舗装、外構一式、自転車置き場等
農業・畜産業	ビニールハウス、選別機、脱穀機、消毒機、洗浄機、かくはん機、コンベア、井戸、梨・ぶどう棚、堆肥舎（簡易なもの）、管理機、水槽、サイロ（簡易なもの）、給餌機、搾乳設備等
漁業	漁船、船外機、巻上機、漁網、いけす、海苔すき機、海苔乾燥機、レーダー、無線機等

(3) 建物付帯設備における家屋との区分

建物附属設備については、家屋と償却資産に区分して課税することとなっており、主な区分は次頁の表のとおりです。

ただし、賃貸ビル、店舗等を借りて事業をされている方（テナント）が内装・造作、電気・ガスその他の設備を施工している場合、次頁の「家屋」の区分に記載された設備等であっても借主の方の償却資産として申告してください。（地方税法第341条第4項及び東松島市市税条例第54条第7項）

〈家屋と償却資産の区分表〉

下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建設工事	内装、造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視装置	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具		○		○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機等	○			○
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
給排水衛生設備	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知器、非常通報装置等	設備一式	○			○
		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
	給排水設備	配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
		局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器等）		○		○
	給湯設備	局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			○
		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
	ガス設備	屋内の配管等	○			○
		設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○
	衛生設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	その他	冷蔵、冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブル含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式（門・柵・緑化施設等）		○		○

II 申告方法

1. 申告していただく方

令和8年1月1日現在、東松島市内に事業用の償却資産を所有している、又は償却資産を他に賃貸していて、当該償却資産が東松島市内に所在するものを所有している個人及び法人を対象とします。また、前年中に資産の増減の無い方、初めて申告される方で該当する資産のない方、休業、廃業、移転等で東松島市内に償却資産がなくなった方も申告書の備考欄にその旨記載し申告をお願いします。

2. 提出書類について

申告の区分	償却資産 申告書	種類別明細書（2枚複写） *増加資産・全資産用	注 意 点
資産に変更あり	○	○	*震災により滅失、損壊した資産の代替として 新たに取得した資産がある（9ページ参照）
資産に変更なし	○	×	備考欄に「増減なし」と記載してください。
申告資産なし	○	×	備考欄に「資産なし」と記載してください。
廃業・合併・ 転出・法人成等	○	×	備考欄に状況等を記載してください。

- ※ 申告書・明細書の記入例については手引きの13～15ページをご覧ください。
- ※ 郵送で提出される方で、受付印を押した申告書の控えの返送が必要な場合は、切手を貼った
返信用封筒を必ず同封してください。
- ※ 電算システム等により、全資産申告をされる場合は6ページをご覧ください。

3. 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次に掲げるいずれかに該当するもの。

- ・税務会計上で減価償却の対象としている資産
- ・償却済みの資産（耐用年数が経過した資産）
- ・簿外資産
- ・遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働出来る状態にある資産）
- ・未稼働資産（既に完成しているがまだ稼働していない資産）
- ・赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- ・建設仮勘定で経理されているが、すでに完成している資産
- ・建物勘定（建築設備含む）に経理されているものであっても家屋に含まれない資産
- ・福利厚生の用に供する資産
- ・賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産
- ・リース資産（資産の所有者が他のものに貸し付けて事業の用に供されるもの）

4. 少額の減価償却資産の取り扱い

下の表で○がついている資産は、申告の対象となります。※法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(20万円未満)は申告不要です。

資産内容 取得価格	個別減価償却 ※1	中小企業特例 ※2	一時損金算入	3年一括償却
10万円未満	○	○	×	×
10万円以上20万円未満	○	○		×
20万円以上30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

※1 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

※2 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です。

5. リース資産の取り扱い

リース資産は、契約形態により申告していただく方が変わります。下の表で○がついている資産は、申告の対象となります。

リース契約の内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産	○	×
割賦販売にあたるようなリース資産	×	○

※ 平成19年度税制改正により、平成20年4月1日以後に契約を締結する「所有権移転外ファイナンス・リース取引」は国税の税務会計処理方法が変更されましたが、固定資産税においては従来どおり資産を貸している方の申告が必要です。

※ 所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方の申告をお願いします。

6. 申告の対象とならない資産

- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となるべき自動車、軽自動車等
- ・生物、果樹（鑑賞用、興行用生物は申告の対象になります）
- ・無形固定資産（ソフトウエア、特許権、商標権、営業権等）
- ・耐用年数が1年に満たないもの（使用可能期間が1年未満のもの）
- ・繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- ・美術品等（時の経過によりその価値が減少しない資産）
- ・棚卸資産（商品、原材料等）
- ・劣化資産（冷媒、触媒、熱媒）

7. 電算処理により申告される方

私製様式での電算処理による申告（電算申告）の場合は、令和8年1月1日現在に所有する全資産について、評価額を算出した上で申告してください。

＜提出書類＞

- | | |
|----------------|---------|
| ア 償却資産申告書 | 「提出用」1部 |
| イ 種類別明細書（全資産用） | 「提出用」1部 |

＜注意点＞

- ア 令和8年1月1日現在、東松島市に所有する償却資産をすべて申告してください。
- イ 全資産用種類別明細書には、評価額、取得価額、課税標準額等をすべて記載してください。

8. 電子申告される方

インターネットを利用した償却資産の電子申告ができます。電子申告を利用する場合は、事前に準備及び手続きが必要です。電子申告の詳細な内容につきましては、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

具体的な操作方法については、一般社団法人 地方税電子化協議会eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

- ・電話 0570-081459（つながらない場合は03-5521-0019）
受付 9:00～17:00（土日・祝日、年末年始は除く）

9. 申告に際しての注意事項

- ・免税点未満（課税標準額が150万円未満）の場合でも申告は必要です。
- ・法人成り、解散、事業所閉鎖等の場合でも、その旨を申告してください。
- ・消費税の取扱いについては、税込処理をしている場合は税込価格が、税抜処理をしている場合は税抜価格がそれぞれ取得価額となります。税務署へ提出される減価償却の明細内訳書に記載した取得価額と同一の取得価額にしてください。
- ・圧縮記帳している資産、下取りを伴う買替資産については、圧縮や下取金額の差引きをしていない額で申告してください。
- ・決算日、事業年度に関係なく1月1日現在所有の償却資産について申告してください。
- ・耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産でも、その価値が無くなつたわけでなく、取得価額の5%が評価額の最低限度として残ります。その資産が事業の用に供することができる状態にある限り、償却資産として申告しなければなりません。

III 税額等の算出方法について

1. 課税標準額の算出方法等

(1) 課税標準額の算出方法

令和8年1月1日現在の全資産について、資産ごとに取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき評価額を算出し、それぞれの評価額を合計したものが課税標準額（課税標準の特例を受ける資産は軽減後の額）となります。評価額の計算方法は次のとおりです。

前年中取得した資産	取得価額 × A
前年前取得した資産	前年度評価額 × B

※ A …… 下表の減価残存率（前年中取得のもの）

※ B …… 下表の減価残存率（前年前取得のもの）

〈計算例〉 取得価額 1,000,000、取得年月 令和 7 年 3 月、耐用年数 5 年の場合

令和 8 年度 = 1,000,000 円 × 0.815 = 815,000 円

令和 9 年度 = 815,000 円 × 0.631 = 514,265 円

令和 10 年度 = 514,265 円 × 0.631 = 324,501 円

（令和 11 年度・令和 12 年度・令和 13 年度も上記の計算方法です。）

令和 14 年度 = 81,527 円 × 0.631 = 51,443 円

令和 15 年度 = 51,443 円 × 0.631 = 32,460 円 (<50,000 円)

※令和 15 年度で算出額が取得価額の 5% (50,000 円) より小さくなりますので、

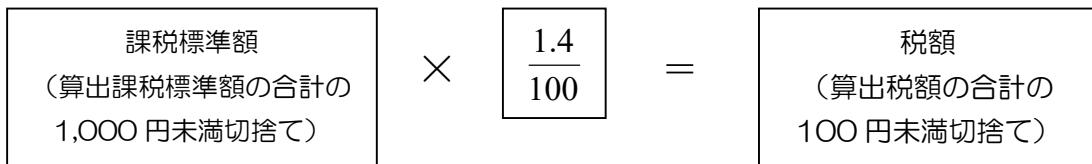
令和 15 年度以降は 50,000 円が評価額になります。

〈減価率及び減価残存率〉

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)			前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)			前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

(2) 税率

税率は $1.4 / 100$ (1.4%) です。



(3) 免税点

資産の所在する市区町村の課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は課税されません。
※ただし、免税点未満になると判断される場合でも 申告は必要です。

(4) 納税通知書の発送

償却資産に係る税額分については、固定資産税納税通知書として 5 月中旬に発送します。

2. 非課税となる資産

地方税法第 348 条第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 8 項、第 9 項及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となりますので、非課税となる資産をお持ちの方は、別途「固定資産税非課税申告書」を 非課税内容に係る資料とともにご提出してください。

3. 減免が適用される資産

地方税法第 367 条の規定に基づき、東松島市市税条例第 71 条、同条例施行規則第 22 条に規定する一定の用件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が減免されます。

該当する償却資産を所有されている方は、別途「固定資産税減免申請書」を 減免内容に係る資料とともにご提出ください。

4. 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3、同法第 349 条の 3 の 4、同法附則第 15 条、同法附則第 15 条の 3、同法附則第 56 条の規定により、一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。※特例の適用を受ける場合は、それを証明する書類（届出書、許認可証書、図面などの写し等）の提出が必要です。（ただし、2 年目以降は不要です）

5. 東日本大震災に係る代替償却資産特例について

（1）特例対象者

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

（2）特例措置の対象となる資産

ア 東日本大震災の被災により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の代替えとして平成28年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産（以下「代替償却資産」という。）。

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの。
- 代替えされることとなる被災償却資産が、原則として平成23年度において償却資産課税台帳に登録されており、平成24年度以降において償却資産課税台帳から除却等の処分がされていること、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの。

イ 特例の内容

取得の年の翌年から4年度分の価額が1／2

（3）提出書類

代替償却資産特例の申告に当たっては、次の書類をご提出ください。

ア 東日本大震災に係る被災代替償却資産特例申告書……………[様式1-①]

イ 代替資産対照表……………[様式1-②]

ウ 被災償却資産が東日本大震災により滅失、又は損壊した旨を証する書類、被災償却資産が存したことの証する書類（平成23年度償却資産課税台帳登録事項証明書、平成23年度に税務署へ申告した減価償却資産内訳・明細書等）

エ その他

代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

- 相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本の写し等）
 - 合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本の写し等）
- ※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

（4）提出期限

償却資産申告書と併せて、提出期限までにご提出ください。 ※必要に応じて被災償却資産の所在した市区町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。

6. 復興特区内における固定資産税等の課税免除について

（1）概要

東松島市等から指定を受けた法人等が、東松島市域内にある復興産業集積区域（復興特区）内において、産業集積事業のために新設・増設した資産（施設・設備等）について、新たに課されることとなった年度以降5年度分の固定資産税が免除されます。

（2）課税免除の対象となる施設・設備等

指定を受けた法人等が、復興推進計画の認定日（復興特区の認定日）から令和8年3月31日までの間に、復興特区内において産業集積事業のために新設・増設した施設・機械等が課税免除の対象になります。

（3）課税免除を受けるためには

法人税等の特例措置に応じた指定申請書及び指定事業者事業実施計画書を提出し、宮城県または東松島市から指定を受ける必要があります。

認定復興推進計画	認定日	指定申請窓口
民間投資促進特区（ものづくり産業）	平成24年2月9日	宮城県東部地方振興事務所 地方振興部 TEL 0225-95-1414
民間投資促進特区（IT産業版）	平成24年6月12日	宮城県東部地方振興事務所 農業振興部 TEL 0225-95-7809
民間投資促進特区（農業版）	平成24年9月28日	東松島市復興政策部 復興政策課 TEL 0225-82-1111
東松島環境交流特区	平成24年12月24日	

※ なお、法人税等の特例措置のうち、以下のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限り、課税免除の対象となります。

- ア 特別償却又は税額控除（東日本大震災復興特別区域法第37条）
- イ 研究開発税制（東日本大震災復興特別区域法第39条）
- ウ 新規立地促進税制（東日本大震災復興特別区域法第40条）

（4）提出期限

課税免除期間中は、毎年、固定資産税第1期の納期1週間前までに東松島市役所税務課宛てに課税免除申請書等を提出願います。

※ 施設・機械等を新設・増設しなかった年についても、課税免除申請書等の提出が必要となります。なお、固定資産税の第1期の納期については、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

IV 国税と地方税（固定資産税）の比較

税務署へ提出される「減価償却明細内訳書」と地方自治体へ申告していただく「償却資産（固定資産税）」では、下記のとおり取扱いが異なっています。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い 償却資産（固定資産税）
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法の選択制度（建物については定額法） 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法の選択制度（建物、建物附属設備及び構築物については定額法）	「固定資産評価基準」上の定率法 (国税上の旧定率法)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%
改良費 (資本的支出)	原則区分評価	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）

V その他

1. 実地調査について

（1）実地調査について

地方税法第408条の規定に基づいて実地調査を行う場合があります。これは、資産の状況を実際に確認し、固定資産税の評価・課税が適正になされているかどうか確認するためのものです。調査の際には、固定資産台帳、その他資料を準備していただく場合がありますので、ご協力を願いいたします。

（2）所得税又は法人税に関する書類（確定申告書類）の閲覧

上記1の「実地調査」のほか、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い、申告内容等についてお問い合わせすることができますので、ご協力を願いいたします。

（3）過年度（令和7年度以前）への遡及等について

令和7年度以前に申告すべき資産（令和7年1月1日以前に取得したもの）が、申告漏れとなっていた場合、資産の取得年月に応じて過年度についても課税の対象となりますので、あらかじめご承知おきください。

2. 審査の申し出について

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格を登録した旨を公示した日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、文書により審査を申し出することができます。

3. 不申告、又は虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることもあります。

4. マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載について

（1）マイナンバーの記載欄について

マイナンバー（個人の方は12桁の個人番号、法人の方は13桁の法人番号）を右詰めで記載してください。

（2）マイナンバーを記載いただいた方の本人確認資料の添付について

マイナンバーを記載した申告書を御提出いただく際は、下の表のとおり本人確認資料を持参、もしくは添付をお願いいたします。

ア 本人が申告書を提出する場合

マイナンバー確認資料	「個人番号カード」「通知カード」等
身元確認資料	「個人番号カード」「運転免許証」「健康保険証」等

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料（写し）	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の税理士証票」等
代理権限確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等

（3）特記事項

マイナンバーの記載がない場合でも申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認が出来ない場合は、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、あらかじめご了承下さい。

〈償却資産申告書・種類別明細書の記載例〉 (P.13~P.15)

償却資産申告書

住所及び氏名、電話番号を記載し、ふりがなを付してください。また、ビル等の場合、ビルの名称、階数、及び部屋番号を記載してください。

個人番号又は法人番号を記載してください。
なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字開けて記載してください。(12ページ参照)

この申告に応答される方の係名、氏名、及び電話番号を記載してください。
また、経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

該当する項目を○で囲んで、資料とともに提出してください。なお、償却資産の評価においては圧縮記帳は認められていません。(11ページ参照)

受付印

令和8年度
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

(ふりがな)	〒 981-0503	※ 所有者コード	提出用
1 住 所 (又は納税通 知書送付先)	東松島市矢本字上河戸36番地1 (電話 0225-82-1111)	3 個人番号又 は法人番号	8 延滞耐用年数の承認 有・無
2 氏 名 (ふりがな) 法人における (その名称及び 代表者の氏名)	株式会社 東松島 代表取締役 東松島イート (屋号 イート建設 前年中に取得したもの(イ)	4 事 業 種 目 (資本金等の金額)	9 増加償却の届出 有・無
	(業種 東松島イート 前年中に減少したもの(ロ)	5 事 業 開 始 年 月	10 非課税該当資産 有・無
	(電話 0225-82-1111)	6 事業内容に応応する者の 種及び氏名 (電話 0225-82-1111)	11 課 税 標 準 の 特 例 有・無
	(業種 東松島イート 前年中に取得したもの(ハ)	7 税理士等の氏名	12 特別償却又は圧縮記帳 有・無
	(電話 0225-82-1115)		13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法
資産の種類	前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))	14 申告書の有無 有・無
1 構築物	前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))	15 市(区)町村 における事業所 等資産の所在地 (1) 東松島市矢本字上河戸36番地1 (2)
2 機械及び 装置			(3)
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び 運搬機			
6 工具、器具 及び備品			
合 計			
資産の種類	評価額(示) ※ 決定価格(～) ※ 課税標準額(ト)		16 借用資産 (有・無)
1 構築物	前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ)		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家
2 機械及び 装置			18 備考(添付書類等) 該当するものに○をつけてください。
3 船舶			1. 資産異動あり 2. 資産異動なし 3. 該当資産なし 4. 廃業・解散・移転等 (年月日)
4 航空機			
5 車両及び 運搬機			
6 工具、器具 及び備品			
合 計			

・前年前に取得したもの(イ)
取得金額の合計額を資産の種類別に記入してください。※前年度の申告書の(二)に同じです。

・前年中に減少したもの(ロ)
取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。※種類別明細書(減少用)の取得金額と同じです。

・前年中に取得したもの(ハ)
取得金額の合計を資産の種類別に記載してください。

※種類別明細書(増加用)の取得金額と同じです。

・「計(二)」
((イ)-(ロ)+(ハ))によって算出した、取得金額の合計を資産の種類別に記載してください。

・「評価額(示)」
評価額の合計を資産の種類別に記載してください。

・「決定価格(～)」
電算処理による全資産申告を行う場合のみ記載してください。この場合、「評価額(示)」の合計額と同じになります。

・「課税標準額(ト)」
電算処理による全資産申告を行う場合のみ記載してください。この場合、種類別明細書(全資産用)の「課税標準額」の合計額と同じになります。

東松島市内における事業所等資産の所在地を記載してください。

リース資産の有無について、該当ある方は○で囲んでください。また、貸主の名称等を記載してください。

該当するものを○で囲んでください。

1 資産異動あり
資産に増減や修正がある場合
2 資産異動なし
資産に増減や修正がない場合
3 該当資産なし
償却資産をお持ちでない場合
4 廃業・解散・移転等
事業を行わなくなった場合
(その年月日を記載)

その他参考となる事項を記載してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

※ 令和7年中に増加した償却資産及び申告漏れの償却資産がある場合にのみ、提出してください。

・それぞれの償却資産の取得価額を記載してください。

※取得価額とは、償却資産を取得するために通常支出するべき金額をいいます。
(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据置費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。)

・また、法人税法及び所得税法に規定する圧縮記帳は認められないので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

- ・減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。

・中古資産については、見積耐用年数による場合は、その旨を摘要欄に記載してください。

・短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記載し、耐用年数の短縮の認定通知書を添付してください。

種類別明細書(減少資產用)

※ 令和7年中に減少した償却資産がある場合にのみ、提出してください

該当する資産番号の下
5ヶタを記載してください。

数字で記載してください。	
・構築物	1
・機械及び装置	2
・船舶	3
・航空機	4
・車両及び運搬具	5
・工具、器具及び備品	6
(1ページ参照)	

前年中に減少した資産の名称等を記載してください。

前年中に減少した資産
の数量を記載してください。

減少した資産を取得した年号及び年月を記載してください。

・明治・1
・昭和・3
・令和・5
・大正・2
・平成・4

氏名又は名称を記載してください。

当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものを○で囲んでください。

〈事由〉

- ・売却……1
- ・滅失……2
- ・移動……3
- ・その他……4

移动 <区分>

·全部……1 ·一部……2

〈摘要〉

・区分が「2. 一部」の時は次のように記載してください。

(例)

当初取得価額200万円(数量 8)のうち100万円分(数量 4)が減少したため・減少事由が「4. その他」の場合には必要事項を適宜記載してください。